

あなたの土地、どこまで？

災害時の迅速な
復旧・復興

土地境界の
トラブル防止

所有者不明土地の
発生抑制



ちせき
市区町村等が**地籍調査**のために行う

土地境界の確認通知に ご返答ください

地籍調査とは

主に市区町村が主体となって、土地の一筆ごとの所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

これまでは現地調査等の通知に応答がない土地所有者がいた場合、周辺の土地を含めて「筆界未定」となり、事実上取引などが難しい土地に…

令和6年度7月から、現地調査等の通知に応答がない場合
土地境界のみなし確認制度が適用されます。

現地立会や
写真・図面等の
確認の**通知**

複数回送付

意思表示
なし

筆界案
の送付

20日間

意見等申出
なし

確認を得た
ものと
みなして
調査

地籍整備

(境界が確認できた
土地として
登記情報更新)

※筆界案：筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの

国土交通省政策統括官付地理空間情報課

地籍調査の実施についてのお問合せは、お住いの市区町村にお尋ねください。

連絡先：●●●

土地政策イメージキャラクタ
ター
とちーた

土地所有者の方に
費用負担は
ありません！

